

全国災対連ニュース

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会
(略称・全国災対連)

2025年6月9日

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全労連気付
電話 03-5842-5611 FAX03-5842-5620 <http://www.zenkoku-saitairen.jp/>

第 159 号

「人間の復興」を！ 5・30国会行動 被災地の声を国会・政府に直接届ける

全国災対連は5月30日、「『人間の復興』を支える支援法の改正を！5・30国会行動」と題し、衆議院第二議員会館で集会をし、その後、政府要請を実施しました。集会には全国災対連に加盟する組織から現地参加、オンライン参加あわせて36名が参加しました。被災地から現地参加し、直接国会議員、政府に対して現状を訴えました。

全国災対連の渡邊信嗣世話人（農民連）の司会進行のもと、主催者あいさつで秋山正臣代表世話人（全労連議長）は、「政府が国土強靱化基本計画で柱の一つとしている『ライフラインの強靱化』を、特に重要視している。昨今、水道管の破裂が頻発しており、耐用年数40年を超える水道管が10年後に上水道で41%、下水道は19%になり対策が急がれている。そして関連して、これまで政府がすすめてきた行政

のスリム化をやめるべきだということである。多くの業務が民間委託され、水道管を管理する自治体職員がほとんどいない。職員一人で全域の水道管を管理する地域もあり、どこを水道管を修理すればよいかわからない場合もあるという。きちんとした管理をするためにも行政の体制を強化し、正規職員を増やし、再公営化を求めていきたい」と述べました。



国会議員からのあいさつとして、日本共産党から2人の議員がかけつけてくださいました。

◎日本共産党 堀川 あきこ 衆議院議員

「2週間前に能登を視察し、高齢者施設や障がい者施設が再開しているが職員が戻れない、利用者も遠方に避難していたり、地域の受け入れが整っておらず戻れない状況があると伺った。そういった状況を政府は正確に把握しておらず、今後はきちんと把握し必要な支援をしていくという答弁を大臣から得ることができた。引き続き被災地の実情を突き付けて、地域の再生、生活の再



建に向けて、現場の皆さんの運動と連携して取り組んでいきたい」

◎日本共産党 いわぶち 友 参議院議員

「先日、福島県で開催された原発のシンポジウムに参加した。原発事故から14年余りが経過しているが、今も戻れない地域もある。自分たちの故郷、コミュニティを奪ったのが原発だと参加者からの発言があった。国は大企業しか参加できないような復興を構想しており、被災された方々、地域が一緒になって参加し、奪われたこの状況をどのように回復させていくか、そういったビジョンが現場に求められていると実感した。引き続き皆さんと連帯して頑張っていきたい」



その後、4人から被災地・各団体からの発言と会場発言がありました。

◎石川災対連 長曾 輝夫 事務局長



「震災から1年5ヶ月、豪雨災害から10ヶ月が経過した。5月のボランティアには全国から40名の参加があったが、被災地は何も変わっていないというのが参加者の印象だった。ボランティア先へのアクセスが悪く移動時間だけで片道4時間ほどかかり、作業時間は2時間ほどであり、大変な状況ということがわかったと思う。避難所は全部閉鎖されており、被災者は新しい家を建て10年、20年と住み続けることができるのかと苦悩している。石川県のアンケートでは、地元に残りたい方が4分の3という結果になった。将来に展望が持てない行政のなか、被災して様変わりをしてもお地元に愛着を持ち残りたい方々も多くいる。そういった今の被災者、被災地の想いに応えるのが今の行政の責任である」

◎東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議 中野 るみ子 事務局長



「2月26日に発生した大船渡市大規模山林火災に対してのご支援に感謝申し上げます。2月26日に火災が発生し、鎮圧宣言が3月9日、鎮火宣言が4月7日にだされた。避難所は5月26日に閉鎖された。その背景として、岩手県によってプレハブ住宅ではなく、基礎がある木造の災害公営住宅の建築が迅速に進められたことが挙げられる。また避難者の心のケアや福祉施設利用者の受け入れ先の選定等を県が支援することなど3.11の教訓が活かされていると言える。今後は失った山林の影響による土砂災害や関連産業への対応が求められる。長い視野での支援、対策が必要だ」

◎阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議 高山 忠徳 事務局長



「今年1月に阪神淡路大震災から30年を迎えてメモリアル集会を開催した。この30年を振り返り、運動しないと復興できないということを再確認した。阪神淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震、豪雨災害など、各地で被災者が求めているのは、住み続ける権利、人権と尊厳ある暮らし、なりわいの再建である。被災者がどこで誰と住むか、どこでなりわいを続けるかは、憲法上の人権として保障されており、その責任は国と自治体にある。にもかかわらず、国と自治体は、被災者の生活となりわいを二の次にした創造的復興の名のもとに、鉄とコンクリートの巨大需要を強行しており、さらに新たな復興災害を招く状況である。兵庫県民会議では全国災対連の署名用紙

を3,000枚増し刷りして、5,000枚を運用している。全ての災害。被災者の暮らしの再建、支援法の一層の拡充へ、全国の皆様と一緒に頑張っていきたい」

◎ふくしま福島復興共同センター 野木 茂雄 事務局長



「福島県では2019年10月に台風19号により、県内全域で死者、住宅被害が出ている。また、2023年9月に県内で初めて線状降水帯が発生し、いわき市、南相馬市などで死者、住宅被害が出た。その後の状況を地元の方に聞いたので紹介する。台風19号で被害のあった住宅は生活再建支援金では全てを直すことができず、1階が床上浸水の被害のため修理せず。2階で生活している。約300万円の法的支援だけでは被災前のような住宅に直すことができないと述べている。被災者支援制度の抜本的な拡充が本当に急がれている。また、福島県でも創造的復興が謳われて中核を担う福島国際研究教育機構に多額の税金が投入されている。被災者に寄り添いながら県民一人ひとりの復興を進めるために引き続き奮闘したい」

◎石川災対連 嵯峨 猛



「この後の要請項目に関わるが、医療費一部負担金の免除について国は9月までと言っているが、輪島市は6月で打ち切る見解だという。なぜなら需要が増え、さらなる保険料の支払いを危惧しており国が支援しても輪島市の財政が持たないからである。先日、県の担当者と懇談をしたがなかなか難しいという現状である。保険医協会がこのことについて、仮設に住む皆さん等からアンケートを集めている。皆さんと力を合わせ奮闘したい」

最後にまとめと閉会あいさつとして、香月直之事務局長は「本日の院内集会では、1年前の能登半島地震、東日本大震災、そして福島原発事故から14年、阪神淡路の地震から30年、その経験と各地での運動がおおいに語られた。そのなかで、我が国の災害対策が非常に遅れていること。そして、被災者の生活を取り戻す、被災前に戻すという人間の復興という観点が不足していることが、改めて浮き彫りになった。一方で私たちの運動の反映により、被災者支援の拡充や避難所の改善など目に見える前進をさせてきたことも事実である。私たちの運動が政府、国会を動かしてきた、これからも動かせる、変えさせられる、その力を持っているということを本日の集会で確認をした」と述べ集会を終えました。



集会後、全国災対連を代表して下記の要請項目について政府要請を行いました。政府側は内閣府大臣官房審議官（防災担当）貫名 功二氏が対応し、下記の要請項目について政府要請を行いました。



以上

<提出した要請書>

能登半島地震被災地復旧・復興に関する要請書

2024年1月に発生した能登半島地震で、同地域は甚大な被害を受けました。その傷も癒えない9月には記録的豪雨が発生し、少なくとも2万699人が仮住まいや避難を余儀なくされています。地震による住宅被害は石川、富山、福井、新潟4県などで計15万棟を超えています。仮設住宅での生活が長期化し、「地元に戻りたい」という声も強く出されています。特に高齢者や要配慮者への支援が不足し、二次被害（健康悪化や孤立）が懸念されます。

私たち全国災対連は、災害からの復興は、憲法が保障する基本的人権を回復するための「人間の復興」でなければならないとして、被災者生活再建支援法と被災者への支援制度を拡充することを求めて活動しています。

能登半島地震から1年半経過した現在、復旧の遅れ、人口流出、人手不足、複合災害への対応、被災者の生活支援、などが主要な課題になっています。特に、過疎地域特有の地形・社会構造的制約と、地震・豪雨の複合災害が復興を困難にしています。政府、自治体、住民が連携し、持続可能な復興計画と防災対策を進めることが求められます。引き続き、被災地への関心と支援が不可欠です。

つきましては、住民・被災者本位の復旧・復興のため、下記の各事項について実現を強く要請します。

記

(被災地の復旧・復興に関する要請)

1. 被災地の復旧・復興を自治体任せにせず、国の最優先課題として全力を挙げること。被災者の意見や要望を反映した復旧・復興を行うこと。
2. 被害を受けた港湾の整備、市街地の要解体建築物の解体と瓦礫の撤去、下水道の整備を急ぐこと。上下水道の自宅敷地内への引き込み管の補修費用は、自己負担とせず公費で負担すること。
3. 被災自治体に復旧・復興のための財政支援を行うこと。被災地対応にあたる自治体職員体制を大幅に増やすため、被災自治体への交付金を増加すること。
4. 自主避難者なども含めた避難者の全貌を把握し、公表すること。災害関連死を繰り返さないためにも、その疑いがある場合は申請するよう被災者に呼びかけ、全貌を把握して公表すること。
5. 被災者の医療費窓口負担及び介護利用者負担の免除期間を6月末終了ではなく、延長すること。
6. 能登の公立4病院については住民要望を尊重し、統合ではなく、地域に密着し地域医療と連携した医療機関として維持・発展させること。

(被災者への支援に関する要請)

7. 仮設住宅に、生活に必要な家具・家財道具を標準装備すること。仮設住宅入居者への食事支援を継続すること。プライバシーを確保すると同時に、集会所などコミュニティ維持のための施設を設けること。

8. 「政府備蓄米」を活用し、避難所避難者、自主避難者、仮設住宅入居者への食料支援を行うこと。
9. 被災者生活再建支援法の支援金については、「見舞金」ではなく損害補填に位置付けること。耐震基準を満たす家屋を再建できる給付額に引き上げること。半壊や一部損壊など支給対象の被害の範囲を広げること。どのような自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。支援金の財源は、国庫負担割合を引き上げて確保すること。

(政府の政策に対する要請)

10. 安保3文書に基づく大軍拡をやめ、防衛費（軍事費）を能登半島地震被災地の復旧・復興予算に充てること。
 11. すべての原発の被災・事故の際の避難計画を全面的に見直し、廃炉とすること。
- 以 上